

第3期中期計画（案）における収支計画の概要

令和7年度第4回評価委員会
資料2

■ 1 第3期中期計画収支の前提条件（主なもの）

(1) 入院患者数・診療単価

- 救急外来を中心に受入体制を強化し、入院患者数を増加させる。
- 令和8年度から非急性期病棟（地域包括ケア病棟）の運用を始め、全病床の稼働率を引き上げる。
- 急性期病棟に入院する患者については、DPC入院期間Ⅱ期以内の割合を50%から70%に高め、診療単価を引き上げる。

(2) 外来患者数・診療単価

- 紹介患者数、逆紹介患者数を安定的に確保し、外来患者数を増加させる。
- 再診患者を逆紹介することで、初診患者の割合を高め、外来診療単価を引き上げる。
- DPC制度上、入院中に包括して算定となる入院前検査等を、可能な限り外来で実施する。
- 外来手術件数を増やし、外来診療単価を引き上げる。

【1日平均患者数】 (単位：人)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
入院患者数	129.4	141.6	167.3	163.0	下記参照	172.6	172.6	172.6
一般病床	129.4	141.6	167.3	163.0	上期 162.4 下期 134.3	134.3	134.3	134.3
地域包括ケア					上期 - 下期 38.3	38.3	38.3	38.3
外来患者数	364.5	364.4	376.2	350.0	380.0	380.0	385.0	385.0

注1) R7年度は4～9月実績に前年の10月～翌3月の実績を見込んだ平均値
注2) R8年度下期以降、一般病床158床、地域包括ケア45床、合計203床稼働を想定

【患者1人当たり1日平均単価】 (単位：円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
入院単価	61,993	56,865	53,342	54,000	下記参照	下記参照	下記参照	下記参照
一般病床	61,993	56,865	53,342	54,000	上期 55,000 下期 60,000	61,000	61,000	61,000
地域包括ケア					上期 - 下期 31,000	31,000	31,000	31,000
外来単価	13,804	13,705	13,347	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500

注) R7年度は4～8月の平均

(3) 人件費

- 職種ごとの人材確保及び定着に向けた取組を行う。

【職員計画（年度末時点の職員数、R7職員数は6月時点）】 (単位：人)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
医師	34	37	36	36	37	38	38	38
看護師	177	187	182	191	191	192	192	192
医療技術職	77	78	82	81	87	87	87	87
事務	61	65	66	65	64	65	65	65
その他	14	17	16	23	23	23	23	23
正職員	363	384	382	396	402	405	405	405
非正規職員（医師）	86	87	92	94	81	81	82	82
〃（医師以外）	114	107	104	98	90	92	93	93

参考) 人件費率	73.8%	78.1%	73.9%	73.5%	71.5%	70.9%	70.9%	70.9%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注) その他：介護福祉士、栄養士、調理師

(4) 材料費・経費・減価償却費

- 材料費は、対医業収益比率の実績を基に20%に設定する。
- 経費は、実績を基に物価上昇率を前年比プラス2%とし、積み上げて計上する。
- 減価償却費は、令和8年度～令和11年度において、老朽化及び保守サービスが終了した医療機器等のうち、診療に影響のあるものを優先的に更新したうえで計上する。

(5) 設備投資（固定資産購入費）

- 上記の減価償却費に関連し、令和8年度～令和11年度において、主に老朽化した医療機器等の更新費用として、概算で総額約6億6,100万円の予算を計上する。

(6) 起債償還

- 第3期中期計画における医療機器等更新分に係る地方債の借入額については、令和8年度更新分を約2億9,700万円、令和9年度更新分を約3億1,000万円とする計画である。
- 令和8年度において当面の資金不足を解消する方策として、経営改善推進事業債として、13億8,100万円を借り入れる計画である。

【起債償還計画】 (単位：百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地方債元金償還 合計	514	333	202	329	551	616	624	632
移行前 地方債元金（建物）	508	310	161	162	163	164	165	166
移行前 地方債元金（土地）	6	6	7	7	7	7	7	7
移行後 減収償元金	-	17	34	34	34	34	34	34
移行後 地方債元金 ※1	-	-	-	40	40	40	41	41
移行後 地方債元金 ※2	-	-	-	86	174	175	177	178
移行後 地方債元金 ※3	-	-	-	-	56	58	59	61
移行後 地方債元金 ※3	-	-	-	-	-	59	60	62
移行後 地方債元金 ※4	-	-	-	-	76	78	80	83

- ※1 健診センター建設事業分の地方債償還
- ※2 電子カルテ等情報機器更新分の地方債償還
- ※3 第3期中期計画期間の各年度における医療機器等更新分の地方債償還
- ※4 経営改善推進事業債分の地方債償還
- 注) それぞれ四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

■ 2 市からの繰入金及び支援

- 第2期中期計画と同様に、地方独立行政法人法第85条に基づき、総務省通知を参照のうえ、政策医療等に係る経費を運営費負担金として繰り入れる。
- 第3期中期計画期間中の資金計画を精査した結果、現行の運営費負担金のみでは、令和9年度以降の資金繰りに大きな支障が生じ、令和10年度中には資金残高が大幅に減少し、支払いの継続が困難となる可能性が高いことが明らかとなった。
- この構造的な資金不足を解消し、地域医療の中核を担う病院としての機能を維持するため、法人は市に対し、財政的支援の実施を要請する。